

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第32号

令和元年12月18日（水曜日）

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 二宮由子君 | 2番 | 大后治雄君 |
| 4番 | 実川圭子君 | 5番 | 森田真一君 |
| 6番 | 尾崎利一君 | 7番 | 上林真佐恵君 |
| 8番 | 中村庄一郎君 | 9番 | 根岸聡彦君 |
| 10番 | 木下富雄君 | 11番 | 森田博之君 |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君 |
| 14番 | 和地仁美君 | 15番 | 佐竹康彦君 |
| 16番 | 荒幡伸一君 | 17番 | 木戸岡秀彦君 |
| 18番 | 東口正美君 | 19番 | 中間建二君 |
| 20番 | 大川元君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |
| 主任 | 高石健太君 | | |

出席説明員（12名）

| | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 阿部晴彦君 | 市民部長 | 村上敏彰君 |
| 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 | 福祉部長 | 田口茂夫君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 鈴木菜穂美君 |
| 学校教育部長 | 田村美砂君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |

議事日程

〔厚生文教委員会審査報告 日程第1～日程第2〕

第1 第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例

第 2 元第 5 号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第 3～日程第 7〕

第 3 第 5 9 号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例

第 4 第 7 2 号議案 市道路線の認定について

第 5 第 7 3 号議案 市道路線の一部廃止について

第 6 元第 6 号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃 100 円を新設する陳情

第 7 元第 7 号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情

第 8 議第 8 号議案 北朝鮮政府によるミサイル発射に抗議する決議

第 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 9 まで

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 12月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る12月16日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日、机上にお配りしておりますとおり、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。この議案は、全議員による提出となっております。また、12月13日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例

日程第2 元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情

○議長（中間建二君） 日程第1 第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例、日程第2 元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情、以上議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、実川圭子議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） おはようございます。

ただいま議題に供されました第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例及び元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情について、厚生文教委員会における審査経過の内容並びに結果を御報告申し上げます。

第60号議案及び元第5号陳情についての審査は、令和元年12月13日に本委員会を開催し、副市長、教育長及び関係部課長の出席を求めて行いました。

初めに、第60号議案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と答弁の内容は、以下のとおりであります。

初めに、当市の条例について参考とした自治体があるのかとの質疑に対して、東京都を初め近隣市において制定している条例を参考にしているとの答弁がありました。

次に、当市として、この条例に関して何か特徴はあるのかとの質疑に対し、基本的には国及び東京都の中身を踏まえた形というところだとの答弁でした。

さらに、いじめと認知されている範囲についての質疑に対しては、その行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じた場合はいじめに該当する、きめ細やかな視点から学校が組織的に事情を確認し、いじめに該当するかを判断し、認知していくとのことでした。

次に、いじめを受けた子供が苦痛を感じていない場合であってもいじめと認知するのかとの質疑には、被害

者である児童・生徒が苦痛に感じていない場合であっても、人権を欠く行為であるならば、それを見た教員・児童・生徒がいじめとして対応していくとの答弁でした。

次に、第3条の3、いじめの防止対策は、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行わなければならない、また第7条、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとあるが、これを実現するにはとの質疑に対しては、第3条の3の基本理念については、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応を組織的に取り組んでいく。第7条に示す学校及び学校の教職員の責務については、定期的なアンケート調査等が必要になると認識している。今後については、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会において調査等を含めて、市の取り組みや各学校の取り組みを検証し、強化を図っていききたいとの答弁でした。

次に、先日、当市出身の岩隈投手の「BE A HERO」といういじめをなくそうプロジェクトは、子供たちの関心の深さがうかがえ、広くこういう内容等を伝える必要があると思うが、教育長はどのように捉えているのかとの質疑に対し、いじめ防止についての重大性を私だけではなく、広くいろいろな方も大きな課題として受けとめていることを、子供たちもしっかりと受けとめて帰ったと思う。ふだん話を聞くだけではなく、いろんなところに行って、いろんなことを勉強しながらいじめについて考えていく。そういう機会は、これからも大事にしていかなければならないと思っているとの答弁でした。

次に、いじめ防止対策推進条例と子どもの権利条約との関連をどのように考えていけばよいかとの質疑には、子供の権利条約は、18歳未満の子供について、大人同様1人の人間として人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利等が定められている。本条例の適切な運用を図ることで、子どもの権利条約で定めている原則にもつながるものと考えているとの答弁がありました。

次に、重大事態とは、国などにおいてどのように規定されているのか、また重大事態の具体的な事例についての質疑に対し、いじめ防止対策推進法第28条第1項によると、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、またいじめにより児童等が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとなっている。

重大事態の事例については、児童が自殺を企図した場合、リストカット等の自傷行為や暴力を受け骨折したなどの心身に重大な被害を負った場合、金銭を強要されるなど金品等に重大な被害をこうむった場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合などとのことでした。

続いて、第9条の東大和市いじめ防止対策推進基本方針は、誰がどのように策定していく予定か。この方針に盛り込んでいく内容をどのように想定しているのかとの質疑については、まず教育委員会で事務局案を策定し、これに対する意見等を校長会やいじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会に諮りながら策定していく。

方針策定の意義やいじめ防止等のための対策に関する基本理念とともに、いじめ問題や基本的な考え方や教育委員会や小中学校、家庭、地域における取り組みなどの事項について策定することを考えているとの答弁がありました。

次に、本条例について市民や保護者の協力を求めるため、どのように周知していくのかとの質疑に対し、市民に対しては令和2年1月をめぐりに市報や公式ホームページで、児童・生徒の保護者等については本条例の内容等を中心として記載したPR誌を作成し、これも令和2年1月中をめぐりに配布する予定との答弁でした。

次に、いじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会の開催予定と具体的内容についての

質疑には、令和2年2月をめどに開催ができればと考え、以降、それぞれ年2回の開催を予定している。またいじめ問題対策連絡協議会は、市教育委員会または学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項等について協議が中心となる。教育委員会いじめ問題対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進についての調査、審議のほか、重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告することになっているとの答弁でした。

次に、条例案をつくった際に、市内の学校で働く教職員や保護者、子供たち当事者から意見をどの程度聞き取りをしているのかとの質疑に対し、平成31年度の施政方針での表明、市議会全員協議会での条例骨子の説明後に市民等を対象としたパブリックコメントを実施した。学校の教職員には、校長会を通してその内容を説明し理解を図ってきた。児童・生徒に関しては、例えば連合生徒会、いじめ防止のためのシンポジウムといったところで、児童・生徒の声を捉えていたとの答弁でした。

続いて、人権ということを条例の中に一番わかるように明記する必要があるのではとの質疑に対し、今回の条例に人権を守るという趣旨が含まれているという認識を持っていて、それを実現するための具体的な方策を大きな柱として構築してきたとの答弁がありました。

次に、加害児童に対してどういったことを行っていくのかとの質疑に対し、今後、基本方針のほうで具体的に明記したいとの答弁でした。

次に、二度といじめをしないように人として立ち直るまでケアを行うことが必要だと思うが、認識を伺うとの質疑に対し、被害者も加害者も含め、人権を尊重した教育を推進していく中で解決に取り組んでいくということを、第二次学校教育振興基本計画にも明記しているため、この計画に沿って推進していきたいとの答弁でした。

次に、当事者、特に被害者の知る権利は条例のどの部分で保障されているのかとの質疑に対し、本条例では規定はないが、いじめ防止対策推進法第28条第2項に規定されている。調査により明らかになった事実関係について、被害の児童・生徒やその保護者に報告、説明しなければならないとなっているとの答弁がありました。

次に、子供や学校を取り巻く環境を改善していくことが、いじめの根本的な解決につながるのではないかとと思うが認識を伺うに対しては、学校の教員の労働環境はあらゆる部分に影響が出る内容だ。教員の働き方の改善計画も作成した。教員が本来当たるべき仕事に注視できるような環境というのは、教育委員会としてできる取り組みからきちんとやっていきたいとのことでした。

次に、子供たちが深刻な悩みを抱えているとき、ツイッターや匿名掲示板など自分の実名が出ないような感じで書き込むという傾向がある。実態を把握するにはとの質疑に対し、児童・生徒の相談しやすいSNSの相談窓口は大変効果的だと認識している。活用も、今後基本方針等を策定する中で検討していきたいとの答弁でした。

次に、悩んで深刻そうな児童がいたら通報してもらおうなど、市民の方の協力が必要だと思うがどう考えるのかとの質疑に対し、市民の方あるいは地域の方と連携するという視点は大変重要である。そのために、今回の条例には、社会総がかりでいじめ防止に取り組んでいくという視点を盛り込んでいるとの答弁がありました。

次に、防犯カメラなどの整備は考えているのかとの質疑に対し、青少年対策地区委員会や自治会やいろいろな方の地域の目を取り入れながら、いじめや自殺を防いでいくのが一番重要なのかと思っているとの答弁でした。

最後に、いじめる子の特性とパターンを関係者で共有していく必要についての質疑に対し、一人一人の特性

については学校側も十分把握し、子供たちに働きかけたり、また周りの子供たちともどうしたらよいのかと一緒に相談しながらいじめ等を繰り返されないような指導、環境をつくっていききたいとの答弁でした。

質疑終了後、自由討議はなく、討論は1件で、反対の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例については、原案どおり可決と決しました。

次に、元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情についてを議題に供し、陳情趣旨朗読後、直ちに審査に入りました。

主な質疑と答弁の内容は、以下のとおりであります。

まず、子どもの権利条例については、日本一子育てしやすいまちづくりを前に進めていくための条例制定を強く望んでいる。この陳情は、子どもの権利条例の制定に向けた検討委員会の設置を求めている、趣旨は理解できるが、現在市として市制50周年に向け、東大和市子ども・子育て憲章について素案ができ、進めている。また当委員会においても、子供の心と命を守るための取り組みについて所管事務調査を行っている段階で、条例に向けた検討委員会を立ち上げることは時期尚早と考える。今後、所管事務調査も含めて、他市の事例等を参考にしながら、日本一子育てしやすいまちづくりにふさわしい条例制定に向けて検討していく必要があると考えているとの意見がありました。

次に、この陳情は国連の子どもの権利条約を発端としていると思うが、この条約について市はどのように捉えているのかとの質疑に対しては、ことしは子どもの権利条約が国連で採択されて30年、我が国が条約を批准して25年の節目の年で、この条約では子どもに関するあらゆる措置について、子供の最善の利益を最も考慮し、子供の意見を聞き尊重することを求め、子供の基本的人権を国際的に保障するものとされている。市としては、この条約の理念及び児童福祉法の理念に沿い、東大和市における子供たちの最善の利益の実現を目指して、このたび東大和市子ども・子育て憲章を策定するに至った。特に、今回子ども・大人会議やアンケートなどにおいて、子供たちの意見を聞くということを憲章の策定過程の中心に置き、取り組みを進めてきたとの答弁がありました。

さらに、子供の権利について市の考えはとの質疑に対し、子どもの権利条約の精神にのっとり、平成28年には児童福祉法が改正されて、児童が権利の主体であることなどが、この児童福祉法の理念として明確化されている。市においても、これらの理念のもとに、子供たちの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本として、これまで子ども・子育て支援施策をさまざま推進してきた。東大和市子どもと大人のやくそく、東大和市子ども・子育て憲章や東大和市子ども・子育て未来プランにも、これらの考えを十分に取り入れており、今後も引き続き子供たちの最善の利益の実現を目指した施策の展開を図ってまいりたいと考えているとの答弁がありました。

次に、憲章と条例についての市の考え方を改めて聞かせていただきたいとの質疑に対し、憲章については形式や表現に市の特徴を生かすことができ、声に出して唱えられ、明るく親しみやすく行動に結びつくイメージが喚起できるものと考えている。また長い間、時代を超えて掲げていくものであり、市民一人一人の皆様に憲章の文言について賛同や共感をいただき、心に刻んでいただくとともに、御自分にできることを実践していただくことが可能になるものと考えている。条例については、市の最高規範となる法規であり、制度や仕組み、市民の責務などの規定や規則、罰則などの強制力を持つ法的実効性があるもので、規則、罰則などの規定をしない場合には、理念などが条例化されるとの答弁でした。

次に、子供関連の条例制定の状況、憲章の制定状況などの動向についての質疑に対し、本年8月現在、子供関連の憲章を制定している市は三鷹市、町田市で、条例を制定している市は小金井市、日野市、西東京市、調布市で、国立市は現在検討中、当市においては子ども・子育て支援に関する理念や行動規範について、憲章という形式として市制50周年という節目に制定していくことで、これまでも取り組んできたとの答弁でした。

次に、市として検討委員会の立ち上げについて、どのような考えかとの質疑には、現在憲章の制定に向け事務を進め、来年度の市制50周年記念式典での発表などを検討しているところで、条例に関する検討委員会については考えていないとの答弁でした。

次に、当市の子育て施策は、子どもの権利条約の理念に基づいていることを条例としてきちんとこの東大和市で制定する必要があると思うが認識はとの質疑に対し、子供の最善の利益を図るための理念等の明文化についても検討してきた結果、難しい条文形式の条例ではなく憲章という形で制定したいと考えて、現在検討を進めているとの答弁でした。

次に、憲章と条例とどちらかということではなく、子ども・子育て憲章という形でわかりやすいのと、それとは別に条例をつくるということは矛盾しない。独創性——オリジナリティを持ってつくることは十分可能ではないかとの質疑に対し、子ども・子育て憲章を今は全力を挙げてつくっていく。その憲章に基づいて、日本一子育てしやすいまちづくりに寄与する。どういう施策で子供たちのためにするかというのが今肝要だ。それをやった中で、さらに必要ということであれば、そのときはまた検討するとの答弁でした。

続いて、自由討議では、1人の委員から、憲章の案をつくり上げるまでには、会議に参加された子供や大人の皆さん、また意見を寄せていただいた教育委員や青少対の委員の皆さんの御意見の合意によって、ここまで取りまとめられてきたものということがよく理解できた。これらの憲章を盛り上げていこうという意欲などがあって、せっかくここまで盛り上げているので、まずは憲章の制定、その後、市民の皆様への広まり、影響や効果などをしっかりと踏まえていくべきじゃないかと思う。そういうことを考えた今の時点では、時期尚早ではないかというふうに思われるので、今回の陳情については反対するとありました。

次に、別の委員から、この憲章と条例は反するものではない。今せっかく憲章をつくることで、市民の中にも参加した子供たちの中でも、理念というもの、機運が醸成してきているのであれば、それを生かしていく。検討委員会は、今すぐ設定してということではなく、子ども条例をつくらなければ時間が必要だ。これまでの御答弁で、東大和市が子どもの権利条約の理念に基づいてやっているという思いをきちんと条例にして、東大和市の中に、この子どもの権利条約の理念を行き渡らせることが必要ではないかと思う。子ども・子育て憲章と全く矛盾するものではないので、別建てとして進めていくということは非常にいいことだと思うとありました。さらに別の委員から、子ども条例については、やはり日本一子育てしやすいまちを前進していくために条例制定を望んでいるが、今回のこの陳情については、権利条約の制定に向けて検討委員会の設置ということで、今この厚生文教委員会でも所管事務調査で、子どもの心と命を守る取り組みということで進めている段階で、条例の検討委員会を立ち上げることは、現段階では必要ではない。今後やはり所管事務調査を含めて、さまざまな事例等も検証して、日本一子育てしやすいまちづくりにふさわしい条例制定に向けた検討も必要ではないかと思うとの意見が出ました。

自由討議を終了した後、討論を行いました。討論は1件で、本陳情に賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情は不採択と決しました。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。

日本共産党を代表いたしまして、第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例に反対の立場で、元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情に賛成の立場で討論を行います。

初めに、第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例について申し上げます。

日本共産党は2012年に、いじめのない学校と社会をと題し、いじめをなくすための取り組みとして、目の前のいじめから子どものかけがえのない命、心身を守り抜く取り組み、根本的な対策として、いじめの深刻化を教育や社会のあり方の問題と捉え、その改革に着手する提案を行いました。

その内容は、1、いじめは人権侵害であるということ。2、憲法と子どもの権利条約を踏まえ、子供はいじめられずに安全に生きる権利を持っていること。3、学校及び教育委員会を初めとする行政の子供に対する安全配慮義務を明確にすること。4、教育の自主性を大切にしながら、子供の命最優先でいじめに機敏に集団的に対応すること。5、いじめる子供への対応の基本を、いじめをしなくなり、人間的に立ち直るための徹底した措置とケアとすること。6、隠蔽を根絶するために、被害者、遺族等の真相を知る権利を保障すること。7、いじめ被害者に対する医療、教育のための予算措置、35人学級の完成、養護教諭などの増員など、行政に教育諸条件の整備を義務づけること。8、重篤ないじめのケースに対応する国レベルのいじめ防止センター（仮称）を設立することです。

ことしの市議会第1回定例会における代表質問でも、本市議団はいじめを防止するための条例の制定に当たっては、この提案に基づき、子供の命と権利を守ることを基本理念とし、条例で子供に命令をしたり、義務を課したりするものであってはならないこと。当事者や関係者から意見を聞き、広い視野を持って取り組むべきだと要望しました。

日本共産党は、いじめを防止するための条例制定そのものに反対をするものではありません。しかし、本条例案には見過ごせない問題があると考えます。

まず本条例案が国の法律や都の条例の横引きであり、現場の先生方や保護者、児童から丁寧な意見の聞き取りを行うことなくつくられたものであることです。いじめをなくすためには、日々子供たちとかがわっている現場の先生方を初め、保護者や、何よりも当事者である子供たちの意見や思い、知恵を集めて、どうすればいじめをなくせるのか、その声を反映させた条例をつくることが不可欠であると考えます。

また本条例案は、子供に対して、いじめを行ってはならない、保護者に対して、規範意識を養うための指導

等を行うよう努めるとされ、子供と保護者に責務を負わせるものとなっています。子供の内心や本来自主的に
行われるべきである家庭教育に、条例で命じて強制することは大きな問題であり、また強制するだけではい
じめの防止にはつながらないと考えます。大切なのは、こうした責務を子供と保護者に負わせることではなく、
子供が自分には誰からもいじられず、安心して生きる権利があること。そしてその権利は、ほかの子も持って
いるから侵害してはいけないということを、心から理解することではないでしょうか。そしてその権利を保障
することこそ、条例で定めるべきことだと考えます。

そして、いじめを受けた子供やその保護者の真相を知る権利を保障することも重要ですが、本条例案には明
確にされていません。重大な事態が起こった場合、事実関係の調査結果は、被害者やその保護者に原則公開す
ることを条例でも定めるべきだと考えます。行政に求められるのは、子供や保護者に責務を負わせることでは
なく、いじめが起こらないよう環境整備を進めることではないでしょうか。

国連子どもの権利委員会は、日本の教育システムが過度に競争的であり、子供から遊ぶ時間や休息する時間
などを奪い、子供に大きなストレスを与えていること。また競争的な学校環境が、いじめや不登校、自殺を助
長している可能性があるという指摘をしています。

教員の働かせ方も、いまだ深刻な問題となっています。先生たちからは、一人一人の子供に向き合う時間
がとれないという声がたくさん聞かれます。いじめをなくすためには、競争的な教育や管理教育を改め、多忙
過ぎる教員が、子供たちとじっくり向き合い信頼関係をつくることのできるよう、教員の増員や少人数学級を
初めとした教育環境を整備することこそが必要です。

以上、本条例案に対する問題点の指摘と提案をいたしまして反対とするものです。

次に、元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情について申し上げます。

ことは、国連で子どもの権利条約が採択されて30年、日本が批准してから25年になります。子どもの権利
条約は、子供を権利を持つ独立した人格として尊重するとともに、その成長、発達に必要なものが保障されな
ければならないという理念のもとにつくられました。子供にかかわる全てのことについて、子供の最善の利益
が考慮されなければならないとしています。

しかし、日本の子供たちの状況を見れば、虐待やいじめ、人権を侵害する校則や体罰など、最善の利益どこ
ろか生命さえ奪われるような事件が後を絶ちません。貧困と格差も子供たちを脅かしています。貧困ライン以
下で暮らしている子供の割合は、7人に1人です。給食のない夏休みにやせてしまう子や、経済的な理由で自
由に進学先を選べない子、アルバイトで家族の暮らしを支える子、こうした子供たちに健康で文化的な生活や
学ぶ権利をきちんと保障するのは政治の責任です。今必要なのは、子どもの権利条約の理念が私たちの住むま
ちにも隅々まで行き渡り、全ての子供たちが尊重されるまち、社会をつくることではないでしょうか。

市は、これまでも私の一般質問等に対し、市の子育て施策は子どもの権利条約の理念に沿って進められてい
ると答弁されてきました。本陳情に対する厚生文教委員会の審査の中でも、改めてそのことを確認させていた
だきました。市が権利条約の理念に沿って、子供の最善の利益を保障していくことを市民に対して約束し、市
の子育て施策の母体とするためにも、権利条約の理念を具体的に実現する条例の制定が必要であると考えます。

また、現在市が進めている子ども・子育て憲章と子どもの権利条例は何ら矛盾することなく、それぞれの役
割も違うことから、陳情者の求める検討委員会を設置することは、市の子育て施策を一層前進させると考え、
本陳情に賛成するものです。

以上、討論を終わります。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表し、第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例に賛成、元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情に反対の立場から討論を行います。

初めに、第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例についてであります。文部科学省が実施した問題行動・不登校調査では、全国の小中高等学校及び特別支援学校で、平成30年度に認知されたいじめが、前年度から12万9,555件増加し、54万3,933件と過去最多を更新し、児童1,000人に1人当たりの認知件数は5.5件となり、SNSなどインターネット上のいじめも1万6,334件で、過去最多となっています。

私ども公明党は、このようないじめの深刻な実態を踏まえ、当市の学校教育の現場においては、いじめの被害者の命を守ることを最優先に、いじめの被害者も加害者も絶対に出さないと強い決意を持っていじめの根絶に取り組むこと、そしてそのための条例制定を強く求めてまいりました。

東大和市においては、これまでもいじめの未然防止、早期発見、対応ができる体制を整備し、児童・生徒・保護者を対象としたいじめのアンケートや教員を対象とした研修を行い、毎年いじめ防止のためのシンポジウムを開催しています。しかしながら、いじめは年々増加傾向にあります。当市の教育委員会が目指す、いじめをなくす、いじめないを実現し、前に進めていくためにも、今回の条例制定は必要不可欠だと考えます。

本条例では、第3条、基本理念において、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするようにすることを旨とすること。いじめから児童等の生命及び心身を保護し、いじめから児童等を守るとともに、児童等がいじめを行わず、いじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨とすること。そして、いじめ防止等の対策は、学校、市、家庭、地域住民が一体となって社会全体でいじめ問題を克服するとの強い決意が定められております。まさに子供たちの人権とどうい命を守るために、行政や学校教育にかかわる全ての関係者が強い決意を示し、このように地域、社会が一体となって取り組むことが、いじめを根絶するための唯一の方法であると考えます。

だからこそ、今全国的にもいじめが社会問題になっている中、各自治体で条例制定が加速しています。

驚くことに、先ほど共産党の皆さんから、この条例に反対するとの討論が行われました。共産党の皆さんは、何のための反対か、私には全く理解ができません。先ほど申し上げたように、本条例は、子供の人権と命を守るために関係者が一体となって社会全体でいじめの根絶を目指したものです。その目的や基本理念を定めている本条例に反対することは、本当に現在のいじめの深刻な実態を認識し、いじめを根絶し、子供をいじめから守る決意をお持ちなのでしょうか。

本条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ定められておりますが、この法律が制定された背景には、平成23年に発生した大津市でのいじめの自殺事件があります。このときに、いじめによって子供が自殺に追いやられるという深刻な事態が発生しているにもかかわらず、その際、教育委員会が十分な調査を行わず、事実の隠蔽を図り、説明責任を果たすことができなかったという絶対にあってはならない事件が発生しました。このときの教訓を踏まえ、教育委員会や行政には、いじめから児童等を守り、いじめを根絶するための総合的な対策を推進する責務があること。そして万が一、いじめによる深刻な事態が発生した際に、重大事態として明確に定義し、市長のもとにいじめ問題調査委員会を設置し、隠蔽などが行われることがないように調査し、市議会へ報告する義務があることを明確に規定されております。

本条例に反対するのであれば、いじめを社会全体で根絶していくというお考えをお持ちではないのか。また

過去に発生したいじめの隠蔽事件を容認するのかと疑念を持たざるを得ません。

私は、このような条例は賛否が分かれてよいとは思いません。どうか考え直していただき、東大和市議会の全会派、全議員が一致していじめ根絶のための取り組みを推進する本条例に賛同すべきであると考えます。

平成25年6月21日、いじめ防止対策推進法が成立した日、大津市でいじめを受けて自殺した男子生徒の父親が記者会見を行い、今生きている子供たちを助けるために、息子が命がけでつくった法律だと思っていると心情を語りました。いじめは人権侵害であり、決して許されないものであることを、いま一度肝に銘じ、学校のみならず家庭、地域においても一人一人がかけがえのない存在として、お互いを尊重し合うことのできる社会を築いていくことが重要である。いじめによりとうとい命が失われることがないように強く願うものであります。

次に、元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情についてであります。私ども公明党は、以前より尾崎市長が掲げる日本一子育てしやすいまちづくりをさらに前に進めていくためには、そのための目的や理念を定めた（仮称）日本一子育てしやすいまちづくり条例の条例制定を強く望んでいます。

この陳情は、子どもの権利条例の制定に向けた検討委員会の設置を求めており、趣旨は理解できますが、現在市として市制50周年に向け、東大和市子ども・子育て憲章について素案ができ、進めているところであります。過日の市議会全員協議会において、市長からも、まずは東大和市子ども・子育て憲章を広く市民に愛着を持って受け入れていただけるように制定を進め、市民の間に定着を図ること。その上で、さらに必要があれば、より実効性のある条例制定を視野に検討を進めていくとの方針が示されております。

また厚生文教委員会では、子供の心と命を守るための取り組みについて、所管事務調査を行っている段階で、条例に向けた検討委員会を立ち上げることは時期尚早と考え、本陳情には反対するものです。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第60号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の職員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

元第5号陳情 子どもの権利条例にかかわる陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

日程第3 第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例

日程第4 第72号議案 市道路線の認定について

日程第5 第73号議案 市道路線の一部廃止について

日程第6 元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情

日程第7 元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情

○議長（中間建二君） 日程第3 第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例、日程第4 第72号議案 市道路線の認定について、日程第5 第73号議案 市道路線の一部廃止について、日程第6 元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情、日程第7 元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情、以上議案3件、陳情2件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、建設環境委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） ただいま議題に供されました第72号議案 市道路線の認定について、第73号議案 市道路線の一部廃止について、第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例、元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情及び元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

これらの審査は、令和元年12月12日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず第72号議案 市道路線の認定について、第73号議案 市道路線の一部廃止についてにつきましては、審査に先立ち現地視察を行いました。現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

両議案とも質疑、自由討議なく、討論なく終了し、採決をいたしました。

採決の結果、第72号議案 市道路線の認定について、第73号議案 市道路線の一部廃止については、いずれも原案どおり可決と決しました。

次に、第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

現在及び将来にわたる東大和市における下水道事業の課題はどのようなものかという質疑に対し、下水道施設の老朽化や汚水排出量の変化、行政サービスの多様化による財政状況が課題であるとの答弁。

地方公営企業法の適用についてはとの質疑に対し、財務適用であるとの答弁。

その法の適用によってどのように変わるのかという質疑に対し、官庁会計、現金主義、単式簿記から公営企業会計、発生主義、複式簿記にかわる。出納整理期間がなくなる。工事請負契約等について、議会の議決が不要になるとの答弁。

法適用によるメリットはとの質疑に対し、財務諸表、損益計算書や決算早期化により経営情報の把握が可能であるとの答弁。

議会の議決が不要となることについての情報の提供や議会のチェック機能はどうなるのかとの質疑に対し、予算参考資料に概要を掲載し、予算の段階で議決事項となるとの答弁。

将来の下水道事業をどのように進めていくのかという質疑に対し、会計が見える化されることで、安定的持続可能で、健全な事業運営にしていくとの答弁。

将来、広域化、民営化につながるという懸念があるがとの質疑に対し、民営化につなげることを目的としているものではなく、財務書類を作成し、財務状況や経営成績等を把握、活用し、市民の皆様にはわかりやすく伝えていくということであるとの答弁。

議員全員協議会の資料で、平成26年の骨太方針と27年の総務大臣通知により、下水道事業に公営企業会計を適用するよう求められている。その理由はとの質疑に対し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財務マネジメントの向上、公営企業会計を適用し、財務諸表の作成を通じて資産等の把握が必要であるとの答弁。

骨太方針では、税財源によらずとあり、これは公営企業法を適用し独立採算でやりなさい、費用は下水道使用料の値上げで賄いなさいと市民に値上げを押しつけること材料になっているのではないかとこの質疑に対し、公営企業法適用の目的は、財務諸表を作成し、財務状況、経営状況を把握すること。法適用により令和2年度下水道料金が変わるものではないとの答弁。

骨太の方針では、民間活力、コンセッション方式の導入を推進するとある。上下水道の将来的な安全・安心を壊すことになりかねないのではないかとこの質疑に対し、財務諸表を作成し、経営判断の材料として活用するもので、民営化などのために法適用するものではないとの答弁。

市の認識はそうだとすると、骨太の方針にそう書かれていることについてはとの質疑に対し、書かれていることは認識しているとの答弁。

前回3割値上げの際の市民説明会で、市の下水道会計が悪い理由について、下水道の整備時期が他よりおくれたことにより、経営内容が悪くなっている。おくれた理由については、下流から整備するためとのことであり、下水道整備がおくれたのは市のせいでも市民のせいでもないのに、3割値上げというのは理屈が立たないという質問があった。全住民が受けるサービスなので、税で補うことが基本ではないのかとの質疑に対し、汚水は日常生活などに伴うもので、その排出量に応じた使用料収入で賄う汚水私費の考え方を原則としているとの答弁。

工事請負契約について、議会の議決が不要となると、市民の関心が弱まるのは問題ではないかとこの質疑に対し、予算書、参考資料等にも工事の概要等を示すことでチェック機能は働くこと認識しているとの答弁。

下水道料金の値上げ後、幾ら都市計画税が余っているのかとの質疑に対し、手元に資料がないとの答弁。

国が税での負担、自治体への事業費補助を出し渋るということで、全部市民の利用料負担で賄うということになる。そういった流れとして、企業会計導入大幅値上げに結びつくのではないかとこの質疑に対し、下水道使用料については、第5次行政改革大綱に基づき、3年ごとの見直しのための検討を行うという答弁がありました。

自由討議はなく、1名の反対の立場での討論があり、採決に入りました。

採決の結果、起立多数により、第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例は、原案どおり可決

と決しました。

次に、元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情については、シルバーパスの所有者はどれくらいかとの質疑に対し、発行枚数は6,844枚で、70歳以上の人口に占める割合は41.7%との答弁。

利用料金が100円になった際、シルバーパスの利用者がどうなるのかという予測はできるのかという質疑に対し、他市の事例では、運賃を100円から180円に引き上げた際に、乗客数が約20%減少した事例があり、この事例を逆算すると、乗客数は約20%増加すると推計できる。ただし他市の事例の場合は、全ての年齢層を対象としている。今回は70歳以上が対象となるので、70歳未満については、乗客数の増減がないということになる。またシルバーパスの所有を条件とすると、その増加率は10%程度と仮定しているとの答弁。

シルバーパス利用者が100円で乗車できることを実施した場合、全体の収支はどうなるのかとの質疑に対し、10通りの試算を行ったが、マイナス407万円からマイナス58万円の範囲で収入は減少するとの答弁。

コミュニティバスの乗車運賃を割安にするためにシルバーパスを利用するということに対して、東京都はどのような見解を持っているのかとの質疑に対し、ちょこバス運賃の割引をする際の提示書類として、シルバーパスを使うことはできないとの見解であるとの答弁。

コミュニティタクシーやちょこバスなどの公共事業について、利用促進と料金設定の考え方はどうなっているのかとの質疑に対し、料金についてはガイドラインのサービス水準の目安として、コミュニティバス——ちょこバスについては、民間路線バスの初乗り運賃とすること。またコミュニティタクシーは、コミュニティバスの運賃を参考とするが、市の補助額を勘案することを定めているとの答弁。

運賃を100円に戻してシルバーパスを適用するというので、1,050万円ぐらいでできるということであるべきだ。武蔵村山市ではシルバーパスを提示すると無料になるが、市の認識はどの質疑に対し、市のほうで仮にやるとなると、補助金の負担、支給を受けることなく独自でやるという形になる。東京都としても、初乗り運賃が民間と同じバスの場合は、バス事業者と自治体との話し合いで、シルバーパス制度が適用されていることもある。東大和市についても、西武バス等と話し合う道もあるのではないかとこの質疑に対し、東京都の条例によらず、都から補助金なしでシルバーパス提示により無料で乗車する場合、実質ただで乗せている市もある。ただ高齢者がふえ、無料、補助金もなし、運賃収入もなしの乗車がふえ、運営が厳しくなり変更を検討しているという実態もあり、運賃をいただいて持続させていく。そのための利用促進をやっていくという立場であるとの答弁。

運賃を下げるというだけではなく、市民が必要とする交通をどう構築していくのかという中で、運賃体系も考えていくことが必要ではないかという質疑に対し、コミュニティバス等運行ガイドラインでも運行基準というものを設けている。皆さんに利用していただいて、利用促進をして残していく。持続させていくという基本的な方針がある。運行経費の上昇が見られる。公共交通を残していきたいという立場からすると、少しでも多くのお客様に適正な運賃を払っていただいて、一人でも多くに乗っていただきたいという立場であるとの答弁。

シルバーパスの枚数だが、東京都のシルバーバスの発行枚数ということによいのか。また東京都は180円から100円にすることは、シルバーパスを提示して100円にすることはできないという認識でよいのかという質疑に対し、シルバーパスの枚数は、東京都から指定を受けたバス協会が発行している枚数である。東京都福祉保健局の見解は、シルバーパスの購入金額は、条例の規則で定まっていて、それ以外のものは定まっていないので、お金をいただく根拠はないという趣旨が1つと、購入後、提示だけで無料に乗れる。そこに100円を入れ

て見せて乗る方が出てくると、ほかの方が混乱するのではないかという答弁がありました。

自由討議では、一般質問でこういった提案を行い、ちょこバスの利用者をふやし、赤字を少しでも減らすための一つの方法論として、シルバーパスの提示というような話をしたが、今の答弁の中で、そもそも東京都の事業の中で、そういった使われ方をすることについて許可の余地がないというような話があったこと。またどう見積もっても赤字がふえていく、収入が減っていくということが明確であり、なかなか政策実現の可能性に至っては低いというような話の内容だったと思うので、非常に残念であるという意見がありました。

その後、1名の委員から本陳情に賛成の立場で討論があり、採決に入りました。

採決の結果、起立少数により元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情は不採択と決しました。

次に、元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情については、質疑を省略。

自由討議では、大和会シャトルバスやすこやかスマイルバスなども含め一体的に考え、建設環境委員会として市内の交通ネットワーク形成という点で、所管事務調査で取り上げることは非常におもしろい内容になるのではないかと。また大和会シャトルバスやすこやかスマイルバスは、法律上白ナンバーで運賃は取れない、営業ができないということだ。このまま所管事務調査をしても難しい。逆にコミュニティタクシーの様子を見てからやるのもよいのではないかと意見がありました。

討論はなく、採決を行った結果、起立少数により元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情は、不採択と決しました。

報告は以上であります。議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 床鍋義博君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例に反対。元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情に賛成。元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情に賛成の立場で討論します。

第59号議案は、来年4月から市の下水道事業に公営企業会計を適用するためのものです。市の説明にもあるとおり、これは経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太方針2014と、これに基づく総務大臣通知で、都道府県を通じて要請されているものです。

骨太の方針では、理由を2つ言っています。

1つは、できるだけ税財源によらずにとという言葉です。多くのインフラや公共施設が1960年代から70年代に建設され、今この老朽化が大きな問題になっています。内閣府は、2054年までに維持補修、更新のための費用は、道路などの土木インフラで399兆円、学校文教施設や公営住宅などの公共建築物で249兆円、合わせて547兆円に上るとの試算を発表しています。年平均で15兆6,000億円を超える額になります。

公共事業のあり方は、これまでの大型開発新規事業優先から、防災・減災対策、老朽化対策基本に転換しなくてはならないのです。それにもかかわらず、国は毎年、高速道路建設に2兆5,000億円、新幹線や巨大港湾建設などに5,000億円、ダム建設に2,000億円など、大型開発事業につき込み続けています。リニア新幹線にも財投資金3兆円を貸し付けました。

これまでどおりの浪費を続け、維持更新にはできるだけ金を回さない。そのために地方自治体と住民に支払いを回そうということです。公営企業会計を適用し独立採算でやりなさい。費用は下水道使用料の値上げで賄いなさいということです。税金は大手ゼネコン向けの浪費につき込み続け、必要な下水道などの維持更新には税を回さずに、市民に下水道値上げを押しつける。その材料として公営企業会計の適用を要請しているのです。

2つ目の理由についてです。骨太方針では、できるだけ税財源によらずに効果的、効率的なインフラ整備、運営を可能とするために民間活力導入、コンセッション方式の導入を推進するとあります。コンセッション方式を上下水道などに積極的に導入する。固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、民間企業によるPPP、PFI事業への参入を促進するとされています。

世界的には、コンセッション方式による水道の民営化が、料金高騰や悪質管理など重大問題を引き起こし、次々直営に戻されているのに、日本では上下水道等にコンセッション方式を導入しようとしている。そのとき民間企業がすぐ取ってかわれるように、企業会計を導入しると露骨に書いてあるわけです。下水道の民営化のための企業会計ということになります。上下水道の安全・安心を壊すことになりかねません。委員会審議を通じて、市は私が指摘した文言が骨太の方針や総務大臣通知に書いてあるということは、当然ながら否定できませんでした。でも市は、そんなことまでは考えていないという答弁です。

実際はどうでしょうか。既に国が言う、できるだけ税財源によらずに市民負担で事業を行うという状況が進んでいます。3年前の下水道使用料3割値上げの際、他の自治体に比べて下水道事業の赤字が大きいという説明でした。下水道管の整備の時期が遅かったために、金利負担が大きいからだといいます。整備がおくれたのは、下流から整備するため、上流に位置する東大和市は整備の時期が遅くなったという説明です。

市民から、それなら赤字が大きいのは東大和市のせいでも、市民のせいでもないではないか。なぜ下水道料金値上げを押しつけられなくてはならないのかと質問が出され、市は答えられませんでした。国がもっと税財源を補助金として自治体に回さないから、こうした不公正が起きるのです。しかも、下水道使用料3割値上げの結果、下水道事業などに充てるべき都市計画税が余ってしまった。2017年度決算では1億8,000万円超、18年度決算で約9,000万円です。これを市は貯金したわけです。国が言うところの、できるだけ税財源によらずどころか、充てるべき税財源まで余らせて貯金しています。

さらに下水道ストックマネジメント計画によると、今後100年間に260億円の下水道管渠の更新費用がかかります。市の答弁では、国庫補助を2分の1見込んでいるとのことですが、市も認めるとおり、それは補助対象事業ではありませんとか、補助単価を実際より低く抑え込むとかして国が出し渋れば、とても2分の1など見込めないわけです。これも全部下水道使用料値上げにはね返る。こうした際限なき市民負担増のためのツールとしての企業会計適用には、到底賛成できません。

また工事請負契約等について、議会の議決が不要となるということです。国が将来的にコンセッション方式導入による民営化を展望していることを考慮すれば、議会の関与が弱まる。市民の監視が弱まる。この改定についても容認できません。

次に、元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情についてです。

日本共産党は、ちょこバス運賃を100円に戻し、市独自の施策としてシルバーパスを適用するよう求めてきました。議会論戦も踏まえて、そのための1,000万円余の費用計上を含む予算組み替え動議も提出してきところでした。

シルバーパスの提示で運賃を100円に割り引くというのは前進的方向であり、当然賛成です。市民の中から率直な声が聞かれます。西武バスとちょこバスは同じ180円の初乗り運賃なのに、西武バスはシルバーパスがあれば無料で乗れて、市のバスであるちょこバスには乗れない。市のバスのほうが高くつくのはおかしいのではないかという声です。もう一つは、隣の武蔵村山市のコミバスはシルバーパスで無料で乗れるのに、東大和市のちょこバスは乗れないのはおかしいんじゃないかという声です。武蔵村山市も東京都のシルバーパス事業の適用は受けていないけれども、市の判断で無料にしているわけです。

市は、シルバーパス提示で料金を100円にするという提案を実行した場合、乗客が8割ふえなければ赤字がさらに膨らむと答弁する一方、必要な費用の試算として58万円から407万円という額を示しました。お金のことでいえば、このこと一つだけを取ってみれば、費用が多くなることは最初から明らかです。お金のことでいえば、お金がかかるから、ちょこバス事業そのものを廃止しようという話にだってなりかねません。

しかし、市民から理解が得られる料金体系をつくっていくことは必要だと思います。最小限の支出で最大限のサービスを提供するという点については、特別地方交付税や市町村総合交付金の活用も含め、後の陳情にあるような市の総合的な交通ネットワークを検討する中でこそ実現していくべきだと思います。

また東京都交通局として、この陳情の提案は困るという見解だと市から説明がありましたが、都の公式見解として示されているものではありません。また都のシルバーパス制度に乗っかって、その上で本来無料の乗車料金を100円追加徴収するわけではありません。東京都のシルバーパス事業に乗れないという前提のもとで、追加徴収ではなく、本来180円の料金を市の施策として80円割り引くというものです。東京都が許可、不許可はもちろん、文句を言える筋合いは全くないということも補足しておきます。

最後に、元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情についてです。

東大和病院と武蔵村山病院をつないでいる大和会バスの停留所、村山団地には2つもあるので、東大和市内にもつくることや、市内のスポーツ施設を結ぶすこやかスマイルバスの活用、武蔵村山市のコミバスの活用などを通じて、市内の交通ネットワークづくりをすることを建設環境委員会の所管事務調査にするよう求めるものです。

他の議員が議会で大和会のバスの問題を取り上げた際には、都市計画課は所管外だという答弁で終わってしまいました。建設環境委員会が市内交通ネットワークの問題として取り上げられればよかったと思いますが、他の委員の賛同が得られず残念です。委員会の中では、大和会のバス停が村山団地にできたのは、住民の要求があったという発言もありました。市民の中にも、ここにあったらという声はあると思います。せつかくこのような提案が出されているのですから、東大和市としてもぜひ精査をしていただき、福祉部や社会教育部、都

市建設部など、それぞれの所管で、または所管を越えてでも、一つでも実現できるものがあれば実現に向けて進めていただきたいと思います。

以上です。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番(佐竹康彦君) 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表して、第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例について賛成の立場から、元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情及び元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情について、反対の立場から討論を行います。

初めに、第59号議案について申し上げます。

下水道の存在が、現代において日常生活を送るのに欠かすことのできない公共インフラであることは言うまでもないことです。ふだん目に見えないインフラであるため、ともするとその重要性が看過されがちですが、大規模災害などで下水道が破損し利用できなくなると日常生活に著しく不便が生じることは、近年の自然災害においても多く見られるところです。この重要な公共インフラである下水道を今後とも維持運営していくことは、自治体経営において大きな課題であることは衆目の一致するところです。

既に先般の議員全員協議会において、全議員を対象として市の下水道事業における地方公営企業法の適用について説明がありました。その場でも言及がありましたとおり、国においては平成26年6月の骨太の方針で、地方公共団体の下水道事業に対し、公営企業会計の適用を促進する方針が掲げられ、集中取り組み期間が平成27年度から平成31年度までに設定されておりました。東大和市においては、こうした国の方針を受けて、市の事業内容に即して、今回の条例を新設することになったと理解しています。

委員会における質疑等で確認をされましたが、今後予想される厳しい財政状況や下水道施設の老朽化等による課題に対し、市は下水道事業への地方公営企業法適用に関して、財務適用を行っていくことが明示されました。これにより、経理の方式が企業会計となり、これまで把握が困難であった固定資産情報の整備や財務諸表の作成がなされ、下水道事業の財務状況が見える化をされることになります。また出納整理期間がなくなりますが、決算の早期化で経営判断に必要な情報の早い段階での把握が可能となるとのことでした。この経理方式の変化が、他市との比較による経営状況の把握や的確な経営判断、市民に対する説明の充実等をもたらすとの答弁があったところです。

私ども公明党は、国においても地方公共団体においても、公会計制度改革により財政の見える化を進めることで、より健全な行政運営を行うよう主張し、強力で推進してまいりました。今回の下水道事業における地方公営企業法の財務適用は、従来の私たちの主張に沿うものであり、財政の見える化によって事業の健全な経営や市民に対する説明責任が十分に果たされることが期待できます。

また工事請負契約の議決が不要となることから、議会のチェック機能が働かなくなる懸念もありますが、これに対しても予算書への記載等により、予算段階でのチェックが可能であることが言明されました。今後の経営のあり方に関しても、今回の地方公営企業法適用は民営化につながるものではなく、財務適用により精密に、正確に経営状態を把握し、経営判断に活用することと、市民への明確な情報提供への意思が表明をされました。

委員会審査を通し、下水道事業に対する地方公営企業法の財務適用がもたらすメリットが明確になり、下水道事業の健全運営と持続的な運営への意思が確認できたものと判断いたします。

私ども公明党は、今後とも市民が安心してこのまちで生活を営むことができるように、市の下水道事業が正確な財務情報のもとに的確な経営判断をし、施設の維持更新を適宜、適時に図りながら、持続可能で健全な事業運営がなされていくこと。そして市民にも下水道事業の内容が正しく理解されていくことを望んでいます。

今回の条例の新設により、そうした経営体制がより強固になり、市行政に大いに資することを期待し、賛成討論といたします。

続いて、元第6号陳情について申し上げます。

私ども公明党は、市内公共交通の充実という観点から、コミュニティバスの運行実施を要望し、市はこれに応えてちよこバス事業が開始をされました。幾度かの路線改定を経て現在のルートになり、市におかれましては利便性の向上と利用者の増加に力を入れて施策推進をいただいているものと理解しています。

しかしながらちよこバス事業全体の収支については赤字状態が続いており、少しでもこれを減らすよう努力することは、事業の維持存続のためにも欠かすことができません。一方で、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の方の移動手段の充実という課題もあると認識しています。こうした点から、委員会審査においては、シルバーパスの提示による乗車料金の改定の可能性について質疑を重ねました。

市は、シルバーパスの対象者が把握困難であることを踏まえた上で、その対象者の料金を100円にした場合のちよこバス事業の収支を試算されました。そのことによって乗車人数がふえるなど、多くの事例を想定し、幾つもの条件設定を行って試算されたようですが、どのように見積もっても事業の収支は改善されず、いずれの場合においてもかえって赤字は増大するとの結論となりました。

また条例に基づき、シルバーパス制度を実施する東京都は、シルバーパス提示による乗車運賃の割引に関して、条例や規則に即した負担と異なるものは、その利用を想定しておらず、無料でバスに乗車できると認識している利用者から乗車運賃を徴収すると混乱が生じるおそれがあるとの見解を持っており、都として実現の余地はないと考えていることが市側の答弁で示されました。

市としても、収支の改善が全く見込めず、逆に赤字が増大することと、シルバーパスに対する条例に基づいた東京都の見解から、陳情内容の実施については、実現性が極めて低いとの認識が示されました。

私ども公明党は、ちよこバス事業を維持存続し、可能な限り健全な収支のもとで発展していくことを望んでいます。そうした点に鑑み、実現可能性が低いと判断された政策を推し進めることは、かえって市政を混乱させるものと判断します。

市におかれましては、引き続きちよこバス事業の収支改善に向けて、利用者増加を図る施策を強力に進めることと、あわせて一方の課題である高齢者の移動手段の充実ということに関しても、効果的で市民サービスの向上に資する施策について、スピード感を持って研究検討し、実行されることを公明党として強く要望させていただきます。

以上の理由により、今陳情の採択については反対いたします。

次に、元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情についてですが、委員会として所管事務調査をする際には、市が所管する事項について調査をすることとなり、今陳情の内容にはそれにそぐわない部分があると判断し、採択について反対するものです。

以上、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第72号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第73号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

元第6号陳情 ちよこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。
よって、本件を不採択と決めます。

日程第8 議第8号議案 北朝鮮政府によるミサイル発射に抗議する決議

○議長（中間建二君） 日程第8 議第8号議案 北朝鮮政府によるミサイル発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第8号議案 北朝鮮政府によるミサイル発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決めます。

日程第9 議員派遣について

○議長（中間建二君） 日程第9 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時45分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 実 川 圭 子

署 名 議 員 荒 幡 伸 一